

# 「身体的拘束適正化のための指針」

令和4年4月1日作成

キッズブリア株式会社  
放課後等デイサービス ぶれあ・にじ五井

# I. 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

## ①事業所としての理念

身体的拘束は原則禁止とする。

身体的拘束による行動制限は、利用者の自己決定と自己選択の自由に不当な制限を強いてしまうこととなり、健やかな成長を阻害する一方的な暴力だと考えられます。また身体的拘束を目の当たりにした他児童の心理的不安の亢進も予測されることから、身体的拘束は緊急やむを得ない場合を除き、原則として実施を致しません。

## ②事業所としての方針

身体的拘束の未然回避に努める。

- 1) 利用者の状態を深く理解して、個々の利用者が安心/安全に過ごせる支援プランの作成を行います。日々の変化に関する情報の共有は毎回時のミーティングで周知し、身体的拘束を回避します。
- 2) 利用者の立場に立って、危険行為に発展し得る自傷他害等の衝動性の対策には、全職員が支援プランに基づいて利用者に寄り添い、適切なケアを提供することで、身体的拘束を回避します。
- 3) 管理者又は児童発達管理責任者と、ご家族間で話し合った内容は、アセスメントに落とし込み、全職員で情報を共有します。利用者理解を深め、全職員で統一された支援プランの実行に取り組むことで、身体的拘束を回避します。
- 4) 利用者の安心/安全のため適宜、利用者のご家族と話し合いをします。また新規利用者のご契約時には、これまでに起こった危機的エピソードについて、場所、状況、回避方法等の情報をお聴きし、通所における安心/安全について話し合いをし、身体的拘束を回避します。

## ③危険回避の困難が予測されたら

- 1) 身体的拘束の必要性を検討します。  
利用者のご家族と今後の危険回避について、具体的な話し合いを行います。
- 2) 身体的拘束適正化委員会で検討をする。

緊急時に根拠となる3要件

- A 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 非代替性：身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がない
- C 一時性：身体的拘束が一時的なものである

## Ⅱ. 身体的拘束適正委員会その他事業所内の組織に関する考え方

### ①身体的拘束適正化委員会の設置

当事業所において、身体的拘束適正化委員会を設け、利用者個々の状況等の情報を全職員で共有して、統一された支援体制を整えます。

### ②委員会の構成

1. 管理者
2. 児童発達管理責任者
3. 保育士
4. 児童指導員
5. 作業療法士

以上、全職員が委員会の構成員となります。

### ③検討の流れ

1. 前回の振り返り
2. 3要件の確認
3. 身体拘束を行っている利用者がある場合の検討
4. 身体拘束を開始する検討が必要な利用者がある場合の検討
5. 今後、やむを得ず身体拘束が必要であると判断した場合の検討
6. 意識啓発や予防策等必要な事項の確認、見直し
7. 今後の予定（研修、次回委員会開催について）
8. 今回の議論のまとめと共有

## Ⅲ. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

### 事業所内研修の実施

身体的拘束適正化のため、管理者又は児童発達管理責任者をはじめ、全職員参加による研修を、年間一回以上の頻度で実施します。また新規利用者のご契約時や、身体的拘束の再検討の必要性に応じて適宜実施します。研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容（研修概要）、を記載した記録を作成します。

## IV. 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に 関する基本方針

### ①緊急時に根拠となる3要件

- A 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 非代替性：身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がない
- C 一時性：身体的拘束が一時的なものである

### ②要件合致確認

利用者の状態を踏まえ、身体的拘束適正化委員会が必要性を判断した場合、同意の範囲による限定的な身体的拘束を実施いたします。拘束時の様態は、以下の方法で記録をとり全委員で周知して確認を行います。

### ③記録等

緊急時にやむを得ず身体的拘束を行う場合、次の項目について具体的に利用者と家族様へ説明し、書面（緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書）による同意を頂きます。

1. 拘束が必要になる理由（個別の状況）
2. 拘束の方法（場所、更衣、部位、内容など）
3. 拘束の時間帯及び時間
4. 特記すべき心身の状況
5. 拘束開始及び解除の予定

### ④身体的拘束に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や利用者の日々の様態を記録し、身体的拘束適正委員会で拘束解除に向けて具体的に再検討を行います。

### ⑤記録及び周知

身体的拘束適正化委員会での検討内容は記録、保管し全職員で周知します。また記録内容については利用者/ご家族との、話し合いの場で内容確認をして頂きます。

## V. 身体的拘束発生時の対応に関する基本方針

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や利用者の日々の様態（時間や状況ごとの様子等）を記録し、適正化委員会で身体的拘束の適正化に向けた確認（3要件の具体的な再検討等）を行います。

## VI. 利用者等に関する当該指針の閲覧に関する基本方針

### 利用者等による本指針の閲覧

本指針は、当事業所で使用するマニュアルに、すべての職員が閲覧を可能とするほか、利用者のご家族が閲覧できるように事業所での提示や当社ホームページへ掲載します。

キッズブリア株式会社ホームページ URL <https://kidsblea.jp>

# 緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書

様

1. あなたの状態が下記の要件を満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の拘束を行います。
2. ただし、解除することを目標に日々の様態を記録し、身体的拘束適正員会で具体的に鋭意検討を行うことを約束致します。

## 記

A 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い	
B 非代替性：身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がない	
C 一時性：身体的拘束が一時的なものである	
拘束が必要となる理由 (個別の状況)	
拘束の方法 (場所、更衣、部位、内容)	
拘束の時間帯及び状況	
特記素引き心身の状況	
拘束開始お呼び解除の予定	開始予定 令和 年 月 日 時 から 解除予定 令和 年 月 日 時 まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

管理者 \_\_\_\_\_ 印

上記の件について、説明を受け確認しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 \_\_\_\_\_ 印

対応者氏名(続柄: ) \_\_\_\_\_ 印